

京都市告示第334号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第44条第1項の規定により地域景観づくり協議会について変更の届出がありましたので、同条2項の規定により次のとおり告示します。

平成27年8月28日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	片山 博太郎（片山幽雪）	観世 三千子（井上八千代）

（都市計画局都市景観部景観政策課）